

人・農地プランを作成しよう！！

人・農地プランとは、**人と農地の問題を解決するための設計図**です。島田市では、平成 25 年度から、本格的に人・農地プランの作成を進めます。

人・農地プランで決めること

- ・ 地域農業の中心となる経営体は誰か。
- ・ 中心となる経営体にどうやって農地を集積するか。
- ・ 今後の地域農業の方向性

人・農地プランを作成するメリット

- 新規就農者を確保しやすくなる。(青年就農給付金事業)

☆青年就農給付金とは

一定の要件で独立自立就農した 45 歳未満の農業者に、年間 150 万円、最長 5 年間国から給付金が支払われる制度です。

- 中心となる経営体が、融資を受けやすくなる。(スーパーL 無利子化措置)
- 農地集積がしやすくなる。(農地集積協力金、農家戸別所得補償規模拡大加算の要件緩和措置)

☆農地集積協力金について・・・農業を辞めて、一定の要件を満たした農地を中心となる経営

集積する農地の面積	協力金/戸
0.5ha 以下	30 万円
0.5ha 超 2.0ha 以下	50 万円
2.0ha 超	70 万円

体に集積した人に、その規模に応じて協力金が国から支払われる制度です。現在は、水田に限った事業ですが、今後、樹園地にも拡大が検討されています。

☆農家戸別所得補償規模拡大加算の要件緩和について

農家戸別所得補償制度において、農地を面的に集積した場合に農地の受け手に反当り 2 万円の助成金が支払われますが、人・農地プランのとおり集積された農地の場合には、面的集積でなくても助成金が受けられます。

※平成 25 年 2 月までの制度でしたが、平成 25 年 2 月以降も延長されることが現在検討されています。

人・農地プランの作成の仕方

1. 地域からの要請

地域の代表者（農業委員、農協役員、茶農協役員）を通して、市農政課に相談

2. 集落内の話し合い

地域の要請を受けて、市農政課が集落関係者全員を対象とした話し合いの場を設定

3. プランの原案作成

集落内の話し合いを受けて、市農政課が原案を作成

4. 地域の代表者による検討会

島田市担い手育成総合支援協議会委員を中心とした検討会により原案を最終的に検討。

5. 人・農地プラン決定

集落内の話し合い、検討会での意見を踏まえ、市が人・農地プランを決定します。

- 人・農地プランを作成したい集落・組織からのご相談をお待ちしています。また、人・農地プランの中心となる経営体を目指したい農業者からの相談もお待ちしています。

【問い合わせ先】島田市農政課 電話：36-7168 担当：大石・榊原



所有農地・借入農地は管理しましょう！！

耕作放棄地は、農地集積に支障を来すだけでなく、周辺農地の発生を助長し、有害鳥獣の住処になるなど農業振興に悪影響を及ぼし、農村景観の悪化にもつながります。

農地法の規定に基づき、草刈や耕起などによって耕作放棄の解消が可能な農地は、所有者自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしましょう。

なお、農地を貸したい方は、農業委員会にご相談ください。

農地法第二条の二(農地について権利を有する者の責務)

農地の所有者や賃借している人は、農地を適正かつ効率的に利用しなければならない。

市内の耕作放棄地の面積は、現在 12.5ha です。これは、農業者の高齢化や相続により取得した非農家が管理できないことが主因と考えられます。

農業委員会では、こうした農地の所有者や管理者へ事情を確認し、耕作の再開や草刈等の自主解消を指導しています。自主解消が困難な場合は、担い手への貸し借りのあっせんや市民農園等の活用、又は補助制度による再生利用の取組みなどを行っております。

農地の利用で相談やお困りの場合は、農業委員会にご相談願います。

【問い合わせ先】島田市農業委員会事務局 電話：36-7209

農地を相続したら届出をしましょう！！

平成 21 年 12 月 15 日に農地法の一部改正が施行されたことにより、農地法の許可不要で農地の権利を取得した場合(相続、時効取得、法人の合併・分割など)には、農業委員会への届出(農地法第 3 条の 3 第 1 項届出書)が義務付けられました。

農地を相続等した場合には、概ね 10 ヶ月以内に農業委員会へ届出をお願いします。

届出書については、農業委員会事務局(市役所 第 2 庁舎 2 階)又は各支所の地域総合課に備え付けてあります。島田市のホームページ(URT:<http://www.city.shimada.shizuoka.jp>)から、【農地法第 3 条 3 第 1 項届出書】の様式をダウンロードすることも出来ます。

なお、相続した農地について、自分では管理が出来なくて誰か借り手を捜して欲しいなどの希望がありましたら、農業委員会事務局までご相談ください。

◎届出が必要な場合

- ・農地の相続
- ・農地の時効取得
- ・農業法人の合併・分割 など

【提出・問い合わせ先】

島田市農業委員会事務局
電話：36-7209

農作業は安全運転で・・・！！

農作業による事故は相変わらず多く、全国で毎年400人近くもの方が亡くなられています。

茶の摘採・管理や稲の植え付け・刈り取りなどの農作業で農業機械を扱う場合には、事故を起こさないよう安全運転を心掛けましょう。

また、公道を通行する場合には、交通ルールを遵守しましょう。

